住所　福島県いわき市小名浜字中原18番地22
李徳三　昭和20年5月1日生
鄭芳子　昭和24年3月16日生
李佳容　昭和52年5月13日生
李裕峰　昭和56年9月13日生
住所　茨城県常陸太田市西三町674番地
李佳連　昭和51年5月5日生
住所　東京都国分寺市泉町2丁目6番2―713号
モハッモド・アブドラ・ジャリル　昭和51年12月14日生
住所　東京都三鷹市下連雀5丁目8番3―1310号
高永基　昭和13年1月30日生
住所　群馬県佐波郡玉村町大字上新田1774番地1
エベルトン・コウジ・フジイ　昭和62年3月28日生
住所　東京都大田区矢口2丁目3番18号
白賓永　昭和50年4月23日生
住所　千葉県習志野市津田沼7丁目8番16―105号
紅梅　昭和44年2月22日生
唐詩萌　平成15年12月12日生
住所　愛知県豊田市保見ケ丘4丁目1番地
セリア・テルコ・ミセ・シルバ　昭和39年10月27日生
エドアルド・ミセ・シルバ　昭和57年11月8日生
カイオ・ミセ・シルバ　昭和63年2月21日生
ブルーノ・ミセ・シルバ　平成2年6月25日生
ビトル・ミセ・シルバ　平成6年10月30日生
住所　名古屋市中区富士見町12番32号
李南順　昭和23年4月13日生
住所　名古屋市昭和区南山町4番地4
李逞生　昭和42年7月9日生
住所　名古屋市熱田区大宝2丁目4番5―505号
安佳子　昭和40年12月2日生
住所　名古屋市熱田区六番2丁目1番25号
尹美奈　昭和58年4月17日生
住所　愛知県春日井市牛山町1917番地
李莉　昭和43年1月20日生
住所　愛知県瀬戸市秋山台5丁目86番地
崔徳行　昭和26年1月5日生
朴喜惠　昭和31年11月21日生
崔明弘　昭和57年10月13日生
崔毅　昭和59年5月15日生
住所　東京都葛飾区白鳥2丁目1番15―507号
劉蘇　昭和37年12月25日生
住所　兵庫県西宮市すみれ台1丁目22番地13
金榮子　昭和13年2月19日生
金壽任　昭和39年2月21日生
住所　千葉市若葉区都賀の台1丁目21番10号
秋英姫　昭和49年7月22日生
劉絢子　平成16年6月5日生
住所　埼玉県狭山市祇園7番2号
李玄徳　昭和55年7月16日生
住所　三重県四日市市曽井町773番地2
金瓊五　昭和20年1月10日生
朴正枝　昭和25年2月15日生
金武憲　昭和48年5月26日生
住所　名古屋市中区千代田2丁目9番24号
金詳憲　昭和54年8月3日生

**○農林水産省告示第千二百四十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県於市大隅町岩川字新開六九四四の二から六九四四の四まで、末吉町南之郷字榎田八三五七の一、八三五七の二、志布志市有明町伊崎田字中野七六二九、七六三四、七六三五、七六三六の一、有明町蓬原字屋部当二三九〇の一、二三九〇の二、曽於郡大崎町野方字曲迫七三七の二、七三七の六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁並びに関係市役所及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千二百四十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町波見字大迫二二六五の一四、二二六五の二〇、二二六七の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千二百四十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町岩川字坂上六九二七の一、六九二七の二、六九二九の一から六九二九の三まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千二百四十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町岩川字長迫口五七九九の一、五七九九の二、五八〇〇、五八〇〇の一、字川路下七六八一の二、七六八二の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千二百五十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市武本字江月六七七七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)